

敬天ブログに南青山三丁目URについて社主のコメントがありました。

来年4月までに2000㎡以上の建物を作るというURとの契約条項を遵守するため
とりあえず急ごしらえでURとの売買部分に建物を作る準備を始めたらしいですね。

本当ですか

こんな条項の前に転売禁止条項があるんだからURはとっとと買戻せばいいだけの話です
ね。

そんな仮設の建物で契約条項をクリアできるだなんてふざけないでくださいね。

中島理事長

覚悟を決めてくださいよ。

